

2020年9月4日

各位

九州植物検疫協会

オランダから輸出される種子の輸入検査における *Potato spindle tuber viroid* を対象とした緊急の暫定措置の実施について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

ジャガイモやせいもウイルス (*Potato spindle tuber viroid*) は、ジャガイモやトマトに感染し大きな被害を引き起こすウイルスであり、農林水産省から輸出国の植物検疫当局に対して、植物防疫法施行規則別表二の二の二十四項に基づき、輸出国において核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査を行い、当該病害に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求しています。

本年1月、オランダから輸出された中国産とうがらし種子を植物防疫所で検定したところジャガイモやせいもウイルスが検出され、また、添付された検査証明書（輸出国であるオランダ植物検疫当局が発行）には、当該ウイルスに係る追記がされており、既にオランダ側から原因究明及び改善措置の実施について報告を受けているとのことでした。

今般、農林水産省消費・安全局植物防疫課から（一社）全国植物検疫協会事務局に対して、このオランダ側の報告を受け、検疫有害植物の侵入防止の徹底を図ることを目的に、同国側で改善措置が適切に実施されていることを確認するため、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に検定をおこなう旨の通知がありましたので、取り急ぎお知らせします。

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される規則別表二の二の二十四項に掲げる種子であって、オランダにおいて当該別表で規定された検疫措置が実施されたもの

（参照：https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2-2）

2 対応を行う期間

令和2年9月11日から当面の間

3 遺伝子検定

400粒について、*Potato spindle tuber viroid* を対象とした遺伝子検定の実施